南砺市
看護学生等修学資金貸与制度
【令和７年度　募集要項】

申請期間

【前期募集】令和７年３月１５日（土）～令和７年４月２０日（日）

【後期募集】令和７年４月１５日（火）～令和７年５月２０日（火）

1　本制度について

（１）本制度は、薬剤師・看護師・保健師として、南砺市立医療機関（南砺市立病院、南砺市立診療所および南砺市立訪問看護ステーションを言います。）へ就職する意思のある修学生に対し、修学資金（無利子）の貸付を行う制度です。

（２）修学資金の貸与を受けた方は、南砺市立医療機関に就職後、一定要件を満たすことで修学資金全額または一部の返還が免除されます。

2　貸与資金の種類

（１）修学資金

養成施設に在学する学生（修学生）に対し、毎月貸与する資金です。

貸与対象者	月額貸与額※	貸与額の総額
薬 学 生（薬剤師志望）	１０万円／月	７２５万円（６年課程）
看護学生（保健師志望）	５万円／月	２４５万円（４年課程）
看護学生（看護師志望）	５万円／月	２４５万円（４年課程の場合） １８５万円（３年課程の場合）

※初回貸与額は、入学等に際し必要となる教材費等に充てられるよう上記の月額貸与額に５万円を加えた額を貸与します。

（２）活躍応援資金

修学資金の貸与者が市立医療機関に就職する際に、１度だけ貸与する資金です。

貸与対象者	貸与区分	貸与額
修学資金の貸与を受け、市立医療機関に就職された方	通常分	１０万円
	加算分※	５万円

※加算分は、市立医療機関に就職する際に、南砺市内に住所を有し、かつ、居住する場合に通常分に上乗せして貸与されます。

○特記事項

上記の修学資金等は、一定の要件を満たすことで貸与資金の全額または一部の返還が免除されます。修学資金等の免除については、本要項６（４）をご確認ください。

3　修学資金の貸与を受けることができる方

次の①～③のいずれも満たす方は、南砺市の修学資金の貸与を受けることができます。

① 養成施設を卒業後、市立医療機関に薬剤師、保健師または看護師（いずれも正職）として勤務する意思があること
② 学業成績が良好であり、心身ともに健全であること
③ 他の修学資金・奨学金等の給付または貸与を受けていないこと※
※富山県看護学生修学資金および日本学生支援機構の奨学金は併用が可能です

4　申請期間

申請は、前期日程と後期日程があります。どちらの申請であっても、申請された年の４月分からの貸与額が受け取れます。

【前期日程】令和７年３月１５日（土）～令和７年４月２０日（日）
【後期日程】令和７年４月１５日（火）～令和７年５月２０日（火）

5　申請の方法

修学資金の貸与を受けようとする方は、申請期間中に電子申請を行い、その後、それぞれの申請期限までに必要書類を提出してください。

（１）電子申請（ステップ１）

電子申請は、以下の二次元コードから行ってください。電子申請が完了すると、「南砺市看護学生等修学資金等貸与申請書（様式第１号）」が自動的に作成され送信されます。

【前期募集】
R7.3.15~R7.4.20

【後期募集】
R7.4.15~R7.5.20

（２）電子申請後の必要書類の提出（ステップ２）

① 在学証明　…（※１）
② 推薦調書（様式第２号）…（※２）
③ 住民票　…（※３）
④ 保証人の所得証明　…（※４）

（※１）在学証明書は、在学する養成施設において、令和７年４月１日以降に発行されたものを提出してください。
（※２）推薦調書は、在学する養成施設において記入・押印いただいたものを提出してください。推薦調書は、南砺市ホームページトップ画面にて「看護学生」でキーワード検索し、掲載ページ「南砺市看護学生等修学資金貸与制度について」からダウンロードしてください。
（※３）住民票は、種類を「世帯全員」、記載事項を「続柄あり」で発行申請してください。
（※４）保証人は２人立てていただく必要があります（いずれも申請者と連帯し、債務を弁済できる能力を有する方とする必要があります。

（３）提出先

〒932-0293
富山県南砺市北川166番地1
南砺市地域包括ケアセンター　医療課　宛て

６　その他

（１）貸与の決定

修学資金の貸与決定は、選考委員会において審査のうえ決定します。
選考委員会における審査の結果は、養成施設の長を通じて申請者本人に通知されます。

（２）修学資金の振込み

修学資金は、原則、月末に申請者が指定する本人名義口座へ振り込みます。ただし、新規貸与者については、審査・決定・振込口座登録等の過程上、【前期日程】の場合は、４～５月分を６月末に、【後期日程】の場合は、４～６月分を７月末にまとめて振り込みます。

（３）修学資金等の返還

修学資金等は、返還の免除を受ける場合を除き、ご返還いただく資金です。これらの資金の返還には利息が生じませんが、返還が遅れた場

合には別途延滞利息が生じますのでご留意ください。

（４）修学資金等の返還免除

①　修学資金の返還免除

薬剤師、看護師または保健師（いずれも正規職員）として、市立医療機関に就職し、以下の期間勤務された場合は、修学資金の全額について返還を免除します。

職種	勤務期間	備考
薬剤師	１０年間	
看護師	５年間	より高度な能力を身につけるために進学等した場合には、左記の年数に進学先での貸与年数を加えた年数となります。
保健師	５年間	

○特記事項

返還免除の特例（令和７年度申請より適用）

上記に関わらず、市立医療機関に３年間以上勤務した看護師または保健師については、以下の特例が適用されます。

市立医療機関を退職し、引き続き、市内の民間入院医療機関に再就職した場合において、当該再就職先での勤務期間と市立医療機関での勤務期間とを合算し、その勤務期間が５年間に達したならば、修学資金の２分の１について返還を免除します。

②　活躍応援資金の返還免除

活躍応援資金については、職種にかかわらず、市立医療機関に５年間勤務した場合に貸与額の全額について返還を免除します。

（５）留意事項

①　修学資金の貸与決定について

修学資金の貸与決定は、市立医療機関への就職を担保するものではありません（採用試験の免除等はありません。）。

②　薬学生における長期実務実習について

貸与決定者のうち薬学生については、原則、大学５年次に実施される長期実務実習を「ふるさと実習」とし、南砺市立２病院のいずれかにおいて実習を受けてください。

【　本制度に関するお問い合わせ先　】

南砺市地域包括医療ケア部　医療課　TEL：0763－23－1003